

- ・給与の収入金額を カ の欄に記入してください。
- ・給与の収入金額から次の表で所得金額を求め(6)の欄に記入してください。

給与の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円 ～ 650,999円		0円
651,000円 ～ 1,618,999円		収入金額－650,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円		969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円		970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円		972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円		974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円		収入金額÷4,000円＝A ただしAは小数点以下切捨て 4,000円×A＝端数整理額
1,800,000円 ～ 3,599,999円	端数整理額×70％－180,000円	
3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理額×80％－540,000円	
6,600,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×90％－1,200,000円	
10,000,000円以上		収入金額－2,200,000円

[計算例] 令和元年の給与収入が[※]1,850,000円の場合
 $1,850,000 \text{円} \div 4,000 \text{円} = 462.5 \cdots \cdots \text{A}$
 小数点以下切捨て 462
 $4,000 \text{円} \times 462 = 1,848,000 \text{円} \cdots \cdots \text{端数整理額}$
 $1,848,000 \times 70\% - 180,000 \text{円} = 1,113,600 \text{円} \cdots \cdots \text{給与所得額}$

年齢	令和元年の公的年金等 収入金額の合計（Ｂ） 【キの欄に記入】	公的年金等雑所得額 【(7)の欄に記入】
65歳以上の方 (昭和30年1月1日以前に 生まれた方)	120万円以下	0円
	120万円超 330万円以下	(B) - 120万円
	330万円超 410万円以下	(B) × 75% - 37万5千円
	410万円超 770万円以下	(B) × 85% - 78万5千円
	770万円超	(B) × 95% - 155万5千円
65歳未満の方 (昭和30年1月2日以後に 生まれた方)	70万円以下	0円
	70万円超 130万円以下	(B) - 70万円
	130万円超 410万円以下	(B) × 75% - 37万5千円
	410万円超 770万円以下	(B) × 85% - 78万5千円
	770万円超	(B) × 95% - 155万5千円

市民税と県民税を合わせて「市民税・県民税」と言い、個人の前年の所得金額により課税されます。「市民税・県民税」には均等の税額で負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担していただく「所得割」があります。

- 1) 均等割、所得割ともにかからない方（非課税）
 ＊生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 ＊障害者、未成年者、寡婦、寡夫に当てはまり、令和元年の合計所得金額【申告書表面の(9)の欄】が、125万円以下の方
 ＊令和元年の合計所得金額【申告書表面の(9)の欄】が、35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋21万円以下の方
 （控除対象配偶者及び扶養親族を有しない場合は35万円以下）
- 2) 所得割がかからない方
 ＊令和元年の総所得金額等【申告書表面の(9)の欄】が、35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋32万円以下の方
 （控除対象配偶者及び扶養親族を有しない場合は35万円以下）

16歳未満の扶養親族（平成16年1月2日以降生）は、扶養控除の対象にはありませんが、「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入もれがありますと、本来非課税となる方に税金がかかってしまう場合がありますので、忘れずに記入してください。

令和2年度分(令和元年分所得) 市 民 税 税 務 申 告 書

[illegible]

○この用紙は控用です。

※マイナンバー（個人番号）利用が平成28年1月から始まったことに伴い、平成29年度以後の個人の住民税の申告手続では、マイナンバーを記載していただくことになりました。詳しくは令和2年度分市民税・県民税申告書記載上の手びきに記載しています。

注意：添付書類は別添の添付書類台紙に貼りつけてください。

令和2年度分市民税・県民税申告書には貼りつけないでください。